

制限付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第4条【省略】	第1条～第4条【省略】
第5条 (1)～(2)【省略】 (3) 財務規則第149条第1項第6号に掲げる入札の無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札を無効とすること。 ア 財務規則第151条第1号から第8号までのいずれかに該当する入札 イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札 ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札 エ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第1号アからサまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札 オ 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札 カ 第6条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者または入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札 キ 第12条第1項に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者または提出された工事費内訳書が同条第2項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札 ク その他制限付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札 (4)～(5)【省略】	第5条 (1)～(2)【省略】 (3) 財務規則第149条第1項第6号に掲げる入札の無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札を無効とすること。 ア 財務規則第151条第1号から第8号までのいずれかに該当する入札 イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札 ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札 エ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第1号アからサまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札 オ 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札 カ 第6条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者または入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札 キ 第12条第1項に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者(同条第2項の規定により提出を求められなかった場合を除く。)または提出された工事費内訳書が同条第3項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札 ク その他制限付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札 (4)～(5)【省略】
第6条 1～5【省略】 6 前項の閲覧は、入札書の受付期間が開始する日の前日まで行うものとする。	第6条 1～5【省略】 6 前項の閲覧は、入札期間が開始する日の前日まで行うものとする。

制限付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
第7条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）および入札参加資格確認資料（以下これらを「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。 2 確認申請書等の提出期限は、原則として、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含む。）経過した日で入札執行者が公告において指定する日までとする。 3 確認申請書等の提出は、福井県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行わなければならない。 4 第1項の入札参加資格確認資料は、次に掲げるものとする。 (1) 当該制限付き一般競争入札に係る工事と同種同程度の工事の施工実績に関する資料（別記様式第2号） (2) 当該制限付き一般競争入札に係る工事に配置を予定している主任技術者または監理技術者および現場代理人の資格、経歴、経験等に関する資料（別記様式第3号） (3) 当該制限付き一般競争入札に係る工事で使用する建設機械の保有状況および当該建設機械の運転または操作をするために必要な全ての技能者の配置に関する資料（別記様式第3号の2） (4) 第5条第1号ク <u>ケおよびコを満たすことを誓約する</u> 資料（別記様式第3号の3） 【削除】 【削除】 <u>(5)</u> その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において定める書類 5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。	第7条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）および入札参加資格確認資料（以下これらを「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。 2 確認申請書等の提出期限は、原則として、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含む。）経過した日で入札執行者が公告において指定する日までとする。 3 確認申請書等の提出は、福井県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行わなければならない。 4 第1項の入札参加資格確認資料は、次に掲げるものとする。 (1) 当該制限付き一般競争入札に係る工事と同種同程度の工事の施工実績に関する資料（別記様式第2号） (2) 当該制限付き一般競争入札に係る工事に配置を予定している主任技術者または監理技術者および現場代理人の資格、経歴、経験等に関する資料（別記様式第3号） (3) 当該制限付き一般競争入札に係る工事で使用する建設機械の保有状況および当該建設機械の運転または操作をするために必要な全ての技能者の配置に関する資料（別記様式第3号の2） (4) 第5条第1号ク <u>に掲げる関係がないことを確認するために必要な資料</u>（別記様式第3号の3） <u>(5) 第5条第1号ケを確認するために必要な資料</u>（別記様式第3号の4） <u>(6) 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱の遵守に関する誓約書</u>（別記様式第3号の5） <u>(7)</u> その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において定める書類 5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。
第8条～第11条 【省略】	第8条～第11条 【省略】
第12条 入札執行者は、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に、工事費内訳書の提出を求めるものとする。 【削除】	第12条 入札執行者は、<u>次のいずれかに該当する場合は</u>、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に、工事費内訳書の提出を求めるものとする。 <u>(1) 設計額が1億円（建設工事の種類が土木一式工事である場合にあっては5千万円、建築一式工事である場合にあっては2億円）を超える工事について制限付き一般競</u>

制限付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
【削除】 【削除】 <u>2</u> 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。 (2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。 (3) 内訳明細表および代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。 <u>3</u> 前<u>2</u>項に規定するもののほか、工事費内訳書に関し必要な事項は、別に定める。	争入札を行う場合 (2) 談合情報等の調査のため必要があると入札執行者が認めた場合 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、入札執行者が工事費内訳書の提出の必要がないと認めた場合は、工事費内訳書の提出を求めないことができる。 <u>3</u> 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。 (2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。 (3) 内訳明細表および代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。 <u>4</u> 前<u>3</u>項に規定するもののほか、工事費内訳書に関し必要な事項は、別に定める。
第13条～第19条 【省略】	第13条～第19条 【省略】
附 則 この要領は、平成6年4月1日から施行する。 附 則（平成23年7月14日） 1 この要領は、平成23年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成24年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。 附 則	附 則 この要領は、平成6年4月1日から施行する。 附 則（平成23年7月14日） 1 この要領は、平成23年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成24年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。 附 則

制限付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
1 この要領は、平成24年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成26年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1 この要領は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。</u> <u>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。</u>	1 この要領は、平成24年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成26年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

制限付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

改 正 後					改 正 前				
様式第1号 【省略】					様式第1号 【省略】				
様式第2号 【省略】					様式第2号 【省略】				
様式第3号					様式第3号				
配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(例)					配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(例)				
工 事 名		監 理 技 術 者 等 (主任技術者・監理技術者)		企 業 名	工 事 名		監 理 技 術 者 等 (主任技術者・監理技術者)		企 業 名
項目	氏名・会社名	最終学歴	法令による免許	現場代理人	項目	氏名・会社名	最終学歴	法令による免許	現場代理人
	〇〇	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業	一原〇〇組工管理技士 [取添書および登録番号] 監理技術者資格 [取添書および登録番号]	△△		〇〇	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業		△△
工 事 名 称 等	工 事 名	〇〇〇〇工事			工 事 名 称 等	工 事 名	〇〇〇〇工事		
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)				発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)		
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)				施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)		
	契 約 金 額	(最終契約金額)				契 約 金 額	(最終契約金額)		
工 事 概 要 等	工 期	年 月 ～ 年 月			工 事 概 要 等	工 期	年 月 ～ 年 月		
	従 事 役 職	現場代理人・監理(主任)技術者				従 事 役 職	現場代理人・監理(主任)技術者		
	補 遣・陪 教					補 遣・陪 教			
	延 面 積					延 面 積			
	スパン					スパン			
審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。					審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。				
現場代理人は、経営業務管理責任者および営業所の専任技術者と兼務できないのに注意すること。					現場代理人は、経営業務管理責任者および営業所の専任技術者と兼務できないのに注意すること。				
注1 ・現場代理人および入札公告の○(○)の条件を確認できる監理技術者等(一般競争入札共通事項の用語解説を参照のこと。以下同じ。)について記入すること。					注1 ・現場代理人および入札公告の○(○)の条件を確認できる監理技術者等(一般競争入札共通事項の用語解説を参照のこと。以下同じ。)について記入すること。				
注2 ・コリンズの登録内容確認書、合格証明書等、監理技術者等の資格および施工経験が確認できる資料、自社と雇用関係(監理技術者等の場合は3ヶ月以上)が確認できる資料を添付すること。					注2 ・コリンズの登録内容確認書、合格証明書等、監理技術者等の資格および施工経験が確認できる資料、自社と3ヶ月以上の雇用関係が確認できる資料を添付すること。				
・経営業務管理責任者、営業所の専任技術者(建設業許可を受けている全ての業種の専任技術者、また、従たる営業所の専任技術者も含む)の一致を添付すること。(任意様式。ただし、法人の代表者または個人の事業主の押印ならびに記述内容が事実と相違ない旨を記すこと。)					・経営業務管理責任者、営業所の専任技術者(建設業許可を受けている全ての業種の専任技術者、また、従たる営業所の専任技術者も含む)の一致を添付すること。(任意様式。ただし、法人の代表者または個人の事業主の押印ならびに記述内容が事実と相違ない旨を記すこと。)				
注3 ・当工事における現場代理人および監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。					注3 ・当工事における現場代理人および監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。				
注4 ・審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日より前に、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)					注4 ・審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日より前に、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)				
別紙 【省略】					別紙 【省略】				

制限付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

改正後					改正前				
様式第3号の2					様式第3号の2				
機械の保有状況およびオペレータの配置（例）					機械の保有状況およびオペレータの配置（例）				
工事名		企業名			工事名		企業名		
項目 \ 機械の種類					項目 \ 機械の種類				
登 録 番 号					登 録 番 号				
型 式					型 式				
製 造 番 号					製 造 番 号				
自 社 保 有 ・ リースの別	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リースの別	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リース
機 械 の オ ペ レ ー タ					機 械 の オ ペ レ ー タ				
注1 この様式は、舗装工事および法面処理工事において使用する。 注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械（舗装工事の場合：アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合：種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングマシン等）を記入すること。 注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル吹付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。 福井県建設工事総合評価選札方式実施要領 様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者（のうち最低1名以上）が当様式においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないのに注意すること。 注4 添付書類として、自社保有（リース契約を含む。）を確認できる資料（市役所、町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、リース契約書（写）等）を提出すること。（舗装工事の場合において、記載した機械が競争入札参加資格審査時に確認を受けた機械であれば提出不要とする。）また、機械のオペレータについては、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、自社で3か月以上の雇用が確認できる資料（資格者証（写）、健康保険証（写）等）等を提出すること。 注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。					注1 この様式は、舗装工事および法面処理工事において使用する。 注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械（舗装工事の場合：アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合：種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングマシン等）を記入すること。 注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル吹付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。 福井県建設工事総合評価選札方式実施要領 様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者（のうち最低1名以上）が当様式においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないのに注意すること。 注4 添付書類として、自社保有（リース契約を含む。）を確認できる資料（市役所、町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、リース契約書（写）等）を提出すること。また、機械のオペレータについては、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、自社で3か月以上の雇用が確認できる資料（資格者証（写）、健康保険証（写）等）等を提出すること。 注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。				

制限付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

改正後	改正前																		
様式第3号の3 平成 年 月 日 誓 約 書 入札執行者 様 所 在 地 商号または名称 代表者氏名 ㊞ _____(工事名を入力)_____(の入札参加資格確認を受けるに当たって、下記の事項に相違ないことを誓約します。 1 この工事に係る入札に、制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第5条第1号クに掲げる資本的関係または人的関係（別紙参照）のある者が参加していないこと。 2 この工事に係る入札の入札参加資格確認の審査基準日※において、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入し、かつ、それら全てについて保険料に未納がない（法令の規定により、加入について適用を除外されている場合を含む。）こと。 ※ 入札参加資格確認の審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提	様式第3号の3 資本的関係または人的関係に関する申告書 平成 年 月 日 所 在 地 申 告 者 商号または名称 (入札参加者) 代 表 者 氏 名 ㊞ 制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第5条第1号クに掲げる資本的関係または人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、次のとおり申告します。 記 1 要領第5条第1号ク（ア）に掲げる資本的関係のある他の入札参加資格者 ① 親会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">商号または名称</th> <th style="width: 33%;">所在地</th> <th style="width: 33%;">代表者氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ② 子会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">商号または名称</th> <th style="width: 33%;">所在地</th> <th style="width: 33%;">代表者氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 2 要領第5条第1号ク（イ）に掲げる資本的関係のある他の入札参加資格者 ① 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者は、次の	商号または名称	所在地	代表者氏名							商号または名称	所在地	代表者氏名						
商号または名称	所在地	代表者氏名																	
商号または名称	所在地	代表者氏名																	

制限付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																												
出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。 3 この工事を施工するに当たって、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱の規定を遵守すること。 ※ 上記事項に該当しないことが明らかになった場合には、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。	とおりです。 <table><tr><td colspan="2">商号または名称</td><td colspan="2">所在地</td><td colspan="1">代表者氏名</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="1"></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="1"></td></tr></table> 3 要領第5条第1号ク（ウ）または（エ）に掲げる人的関係のある他の入札参加資格者※3 役員等を兼任している他の入札参加資格者は、次のとおりです。 <table><tr><td colspan="2">当社の役員等</td><td colspan="3">兼任先および兼任先での役職</td></tr><tr><td>役職</td><td>氏名</td><td>商号または名称</td><td>所在市町村名</td><td>役職</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (備考) 記入の対象となるのは、福井県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。 入札参加者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成してください。 記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成17年法律第86号）第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して用いること。なお、別紙となる場合は、左上をステープラーで綴じこみ、別紙にも記名および押印すること。 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。 この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停					商号または名称		所在地		代表者氏名											当社の役員等		兼任先および兼任先での役職			役職	氏名	商号または名称	所在市町村名	役職															
商号または名称		所在地		代表者氏名																																									
当社の役員等		兼任先および兼任先での役職																																											
役職	氏名	商号または名称	所在市町村名	役職																																									

制限付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(別紙) 【省略】 様式第3号の4 【削除】 様式第3号の5 【削除】	止等の措置を行うことがあります。 (別紙) 【省略】 様式第3号の4 【省略】 様式第3号の5 【省略】